

豊中市女性活躍、働き方改革推進事業業務委託にかかる 公募型プロポーザル募集要項

新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより雇用環境が不安定になり、さまざまな生活上の困難を抱える女性が増加しています。特に非正規雇用を中心に相対的に女性の多い産業の厳しい状況により、男性に比べ女性がより雇用面での影響を受けています。

女性活躍推進に向けた事業所向けの取組みはこれまで講演会等の周知啓発が中心でしたが、女性の就労継続や就労促進に向けたさらなる具体的な取組みが求められています。

つきましては、事業所の経営者、管理職、女性社員に向けたセミナーなどの一部を、専門ノウハウを保有する事業者¹に業務を委託することとし、その受注者の選定にあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

1. 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている女性の就労継続や就労促進のため、事業所の経営者、管理職、女性社員を対象としたセミナーなど（以下「セミナー」という。）を専門的なノウハウを有する民間事業者へ委託して実施することにより、雇用の受け皿である市内事業所の多数をしめる中小企業経営者に対する女性活躍、多様な働き方、ワーク・ライフ・バランス推進の必要性及び有効性の理解を促進することで、ポストコロナを乗り切る生産性の高い事業所への変容を図ります。

2. 募集対象業務

(1) 業務の概要

セミナーなどの企画実施・講師の手配や派遣・広報活動など。なお、業務の詳細は別添の仕様書のとおりです。

(2) 委託期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月31日（木）まで

(3) 予算額

委託料の上限は、5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 豊中市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団をいう。以下同じ）、暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年間を経過しない者（「暴力団の構成員等」という。以下同じ）が役員等の立場で運営に関わっている法人又は暴力団の構成員等の統制下にある法人
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条に

よる改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4. 日程

	第一次審査がない場合 (応募者が 3 者以下の場合)	第一次審査がある場合 (応募者が 4 者以上の場合)
実施要領等の公表	4 月 23 日（金）	
質問事項の締切	4 月 30 日（金）17 時 15 分必着	
質問事項への回答	5 月 11 日（火）予定	
応募書類の提出期限	5 月 18 日（火）17 時 15 分必着	
第一次審査結果の通知予定日	5 月 21 日（金）	5 月 26 日（水）
第二次審査（プレゼンテーション）	6 月 3 日（木）	
第二次審査結果の通知予定日	6 月 7 日（月）予定	
委託契約の締結予定日	6 月上旬予定	

※応募に関する質問はメールで受け付け、質問への回答は市のホームページに掲示し、個別には回答しません。

※第二次審査（プレゼンテーション）時間、場所は、第一次審査結果通知時にお知らせします。

※第二次審査（プレゼンテーション）の順番は、応募書類の提出時に、くじ引きを行います。

(郵送での提出の場合は、到着時に当課担当者が代わってくじを引かせていただきます。
 ※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

5. 応募方法

(1) 提出書類

NO.	提出書類の内容	様式
①	提案参加申込書	様式 1
②	誓約書	様式 2
③	会社概要	様式 3
④	業務経歴書	様式 4
⑤	業務実施体制調書	様式 5
⑥	統括責任者及び担当者の業務実績調書	様式 6
⑦	入札参加停止措置等状況調書	様式 7
⑧	見積書	様式 8
⑨	<p>企画提案書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案は1社1案とする。 ・様式は自由とするが、サイズはA4で作成すること。 ・企画提案の表紙には提案事業タイトルと提案者名を記入するものとする。 <p>(記入例)「豊中市女性活躍、働き方改革推進事業業務」提案書 ○○(法人名等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案事項についてはイラスト、イメージ等の使用も可能とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること。 ・次のとおり企画提案を求める。 <p>○本業務に対する基本的な考え方や実施するうえでの課題やその解決に向けた提案</p> <p>○次のA～Dのイベント・セミナーについての企画提案</p> <p>※開催(予定)場所を含む。</p> <p>A【事業所キックオフイベントの企画・実施】(オンラインを活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所の経営者を対象に、女性活躍推進への関心を高め、イクボス宣言や働き方改革が企業にとってメリットがあることを発信するイベント。 <p>B【女性活躍推進等のための連続セミナー(経営者・管理職対象)の企画・実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者・管理職を対象に、「女性活躍推進」「人材不足解消」「働き方改革」「ワーク・ライフ・バランス」「イクボス育成」について連続セミナーを開催し継続的に学ぶ。 	任意様式

	<ul style="list-style-type: none"> ・社内において責任ある立場にある女性の創出・育成による生産性の向上を図る。 ・テレワークや短時間正社員制度など、女性の雇用推進につながる取組実施の検討 ・異業種間のネットワークを形成し、取組みの水平的展開をめざす。 <p>C【女性活躍推進等のための連続セミナー（女性社員対象）の企画・実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性社員対象に、連続セミナーを開催し継続的に学ぶ。 ・女性社員どうしのネットワークの形成を図る。 ・モチベーション向上、ノウハウの共有を図る。 ・女性のキャリア継続・管理職登用に対する意識等をロールモデル等に学び、女性活躍推進を図る。 <p>※各連続セミナーの情報交換・交流の場を設けることで、双方の意識や取組みの共有を図る。</p> <p>D【事業報告会の企画・実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記キックオフイベント、各連続セミナーをふまえ、報告会を実施し、理解の進化、定着を図る。 ・上記事業参加者からのフィードバック、実践の結果報告を行う。 ・それぞれのネットワーク参加による学びや共有したことを発表する。 <p>○効果的な広報戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各イベント・セミナーの開催に向けた効果的な広報戦略を提案すること。イベント開催前から話題性のある広報を展開する提案を期待する。 ・各イベント・セミナーのチラシ素案を作成すること。 <p>※本事業目的を達成するうえで仕様書にない提案等があれば記載してください。</p>	
⑩	<p>ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組（※該当する場合のみ提出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）（平成 27 年法律第 64 号）に基づく認定（えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し <p>※労働時間の基準を満たすものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）（平成 15 年法律第 120 	

	号)に基づく認定(くるみん認定及びプラチナくるみん認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく一般事業主行動計画策定・変更届の写し ※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)	
⑪	質問書	様式 9
⑫	辞退届	様式 10

(2) 提出部数

各 10 部(10 部のうち 9 部は複写可)

なお、様式 1、様式 2、様式 7、様式 8 については、正本 1 部に代表者印を押印すること。また、各提出書類の電子データを収録した記録媒体(CD-ROM)1 枚を提出すること。

(3) 提出期限

令和 3 年(2021 年)5 月 18 日(火)必着(持ち込みの場合は 17 時 15 分まで)

(4) 提出方法

持参、郵送、宅配便のいずれかとします。

(5) 提出先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市役所第一庁舎 5 階
豊中市人権政策課

(6) 提出書類の取扱い

提出後の応募書類の訂正、追加及び再提出は認めません。

提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとします。ただし、受注候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を行うことがあります。

提出された応募書類等は返却しません。

応募書類の作成及び提出に係る費用については応募者の負担とします。

郵送により提出する場合は、事務局に応募書類の到達について確認してください。

6. 質疑対応

質問がある場合は、質問書(様式 9)をメールか FAX または直接持参にて事務局あてに提出してください。

①提出先メール: danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp

F A X : 06-6846-6003

②提出期限: 令和 3 年 4 月 30 日(金)17 時 15 分必着

※なお、提出されたすべての質問及び回答は、令和 3 年 5 月 11 日(火)(予定)に市ホームページ

ーじに掲載し、個別には回答しません。なお、電話での質問は受け付けることができません。

7. 選定方法

提出していただいた内容について総合的に評価し、優先交渉権者を選定します。

なお、配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者としません。

(1) 審査手順

令和3年度豊中市女性活躍、働き方改革推進事業業務委託事業者選定委員会にて審査します。

(2) 評価項目

項目	配点	評価のポイント
1. 提案内容	80点	・基本的な考え方やセミナーの概要・実施回数が女性の就労支援の推進に寄与するものとなっているか ・セミナーの内容や講師の選定が妥当か、チラシ等により効果的な広報戦略を提案しているか
2. 業務実績	20点	類似する業務の実績があるか
3. ワーク・ライフ・バランス	5点	ワーク・ライフ・バランスに関する認定等状況について
4. 費用	5点	積算額は必要最小限に抑えられているか ※本業務の見積を勘案し、採点

※公募開始日から過去3年以内の処分歴などがある場合は、最大で10点減点します

(3) 審査スケジュール

第一次審査

令和3年(2021年)5月下旬に令和3年度豊中市女性活躍、働き方改革推進事業業務委託事業者選定委員会を開催し、書類審査にて第二次審査に進出する提案者を選定します。なお、応募が3者以下の場合は第1次審査を省略し、全件第二次審査に進んでもらいます。

第二次審査

令和3年(2021年)6月3日(木)に令和3年度豊中市女性活躍、働き方改革推進事業業務委託事業者選定委員会を開催し、プレゼンテーション及び質疑応答の内容も考慮して審査を実施します。

※プレゼンテーションでパソコン(パワーポイント等)を使用する場合に必要な機材はすべて、提案者で用意してください。市はスクリーンと電源のみ用意します。また、インターネット回線が必要な場合は提案者で用意してください。なお、企画提案書と同一の資料をもって説明してください。

※プレゼンテーションの時間は、30分(説明20分以内、説明後質疑応答)とします。

※プレゼンテーションは、本業務に携わる管理者又は主担当が行うものとし、出席者は全員で3名以内とします。

(4) 最終審査結果の公表

最終審査結果は令和3年(2021年)6月に市のホームページにて公表します。

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ①審査委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めるなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ②他の提案者と応募書類及び企画提案書等の内容又はその意思について相談を行った場合
- ③他の提案者に対する妨害等の行為があった場合
- ④受注候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募書類及び企画提案書等の内容を意図的に開示した場合
- ⑤応募書類及び企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
- ⑥法令並びに豊中市の関係条例及び規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑦その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9. 契約の締結

- ①優先交渉権者の選定後、採択された企画提案書の内容に基づき、市と仕様並びに価格等を協議のうえ業務内容等を確定し、令和3年6月上旬(予定)を目途に、市と契約手続きを行います。したがって、業務内容及び契約内容等については、採択された提案から変更が生じることがあります。なお、優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次の優先交渉権者と契約を締結することがあります。
- ②本業務の受注者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこととなります(受注者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く)。

10. 留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費(提案書の作成及び提出に関する費用等)は、応募者の負担とします。
- ②審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ③提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- ④提出書類に記載された受注業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ⑤本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに人権政策課まで辞退届(様式10)で通知してください。また、取り下げによる不利益な取り扱いはしません。
- ⑥質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けません。

1 1. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市役所第一庁舎 5階

豊中市人権政策課（担当：廣田）

T E L 06-6858-2654

F A X 06-6846-6003

E-mail danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp